

## 義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小中学校施設の整備費については、耐震化対策や新增築・老朽化対策、空調設置、トイレ改修、給食施設整備等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

また、平成30年度については、補正予算による十分な財政措置を講じるとともに、速やかな事業執行ができるよう早期内示に努めること。

2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

- (1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 少人数教育の推進、次世代の学校指導体制強化のための教職員配置の充実  
地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 特別支援学級の充実

特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じること。

#### 5. 小学校の外国語活動の導入に応じた教員等の充実と財政措置

(1) 日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

#### 6. ICT教育の推進に伴う加配定数の配置及び環境整備に係る財政措置等

ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する十分な財政措置を講じること。

また、学校におけるICT環境整備に当たり、機器の整備、無線LAN基盤の構築、校務支援システムの導入及び維持管理に対する十分な財政措置を講じること。

さらに、プログラミング教育の円滑な実施に向けた教材開発の促進や教職員の研修、人的支援の充実を図ること。

#### 7. 就学支援による子どもの貧困対策の推進

(1) すべての子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

また、貧困による教育格差の解消等の喫緊の課題に対応するため、教職員の配置について、一層の措置を講じること。

さらに、貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置を講じること。

(2) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の更なる拡充を図ること。